お知らせ掲示板

くらし

5月は固定資産税第1期と軽自動車税の納期限です

【納期限】6月2日(月)

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。詳しくは、市ホームページへ。

【市ホームページ】　【地方税お支払サイト】

(納税課　☎328-2204)

証明書のコンビニ交付サービスを休止します

証明システムメンテナンスのため、下記の期間コンビニ交付サービスを休止します。

期 5月1日(木)、6月2日(月)

(市民税課　☎328-2181)

軽自動車税(種別割)納税通知書を送付します

4月1日時点でバイクや軽自動車などを所有している方に対し、軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月初めに送付します。納税通知書に記載のコンビニや金融機関などで6月2日(月)までに納めてください。

■障がいのある方などの減免申請

申 6月2日までに市民税課、各区役所内税務室へ

詳しくは、市ホームページへ。

■自動車税種別割

普通車などにかかる自動車税種別割の納税通知書は熊本県から5月初めに送付されますので、納期限の6月2日(月)までに納付ください。

納付の相談は、熊本県県央広域本部収税第一課、収税第二課(☎333-3210)へ。

課税についてのお尋ねは、熊本県自動車税事務所(☎368-4020)へ。

(市民税課　☎328-2181)

固定資産税・都市計画税納税通知書を5月上旬に送付します

対 1月1日(賦課期日)現在で、本市に土地・家屋・償却資産を所有している方 ※共有名義の場合は、共有者全員に納税義務がありますが、納税通知書などは代表者へ送付。※複数区に固定資産をお持ちの方には区ごとに送付。

■固定資産税に関する手続き

【市外に転出する場合】

「納税管理人申告(申請)書」等の提出

【納税義務者が亡くなった場合】

法務局で相続登記の手続き

「固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届」等の提出

【新増築、用途変更、取り壊しをしたとき】

税額が変わる場合があります。固定資産税課へ届け出てください。

(固定資産税課　☎328-2195)

改正戸籍法が施行され、戸籍にフリガナを記載する取り組みが始まります

5月26日以降、戸籍に記載される予定のフリガナが本籍地の市町村より通知されます。通知のフリガナが正しいときは、届け出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

※通知が届くまで数か月かかる場合あり。

※フリガナの届け出にあたって、法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありませんので、詐欺にご注意ください。

詳しくは、法務省ホームページへ。

(戸籍住民課　☎328-2031)

市営住宅の定期募集

【入居予定日】7月1日(火)

対 既存団地の空室(募集案内に一覧を掲載)

【募集案内配布】 期 5月1日(木)～16日(金)(土日祝は開館施設のみ) 時 午前9時～午後5時 場 市営住宅管理センター(市庁舎9階)、総合案内(市庁舎1階)、区役所、まちづくりセンター(市庁舎を除く)

【申込】 申 5月8日～16日に郵送(消印有効)または電子申請で〒860-8601 市営住宅管理センターへ

【抽選会】 期 東区・南区の抽選会は5月27日(火)午後2時～、中央区・北区・西区の抽選会は 28日(水)午後2時～ 場 国際交流会館(5階大広間A・B)

【二次募集】 期 6月4日(水)～10日(火) 時 4日(水):午前9時半～午後3時、5日(木)以降:午前8時半～午後4時 場 4日(水):国際交流会館(5階大広間A・B)、5日(木)以降:市営住宅管理センター(市庁舎9階) 対 一次で申し込みがなかった既存団地の空室(先着順)

【共通】 問 中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)

詳しくは、市ホームページへ。

(市営住宅課　☎328-2461)

研修などの講師を派遣します　無料

熊本市役所や国の機関、病院や大学、その他団体の職員を講師として派遣し、業務の取り組みについてのお話や説明をする「生涯学習出前講座」を実施しています。200以上の講座を無料(材料代を除く)で受講できますので、地域団体での学習会、職場の研修会などにご活用ください。詳しくは、市ホームページへ。

(生涯学習課　☎328-2736)

国民生活基礎調査へのご協力を

厚生労働統計行政の企画立案のための基礎資料とするため、厚生労働省の「国民生活基礎調査」が実施されます。調査票の記入などにご協力をお願いします。

期 6月5日(木)、7月10日(木) ※事前に調査員が準備調査として調査員証を持って対象世帯を訪問。内 国民生活の基本的事項(保健、医療、福祉、年金、所得など) 対 令和2年の国勢調査区より無作為に抽出された60地区

(健康福祉政策課　☎328-2340)

マンションなどの使用戸数や総代人の変更届をお忘れなく

共同住宅料金の適用を受けているマンションなどで、使用戸数の増減や総代人に変更がある場合は、「共同住宅料金適用申請書兼総代人届」の提出が必要です。

使用戸数や使用者名は、水道検針時の「水道等ご使用量のお知らせ」で確認してください。

詳しくは、上下水道局ホームページへ。

問 上下水道局お客さまセンター(☎381-1118)

(上下水道局料金課　☎381-0448)

空き家リフォーム工事費の一部を補助します

子育て世帯、若者夫婦世帯による空き家取得後のリフォーム工事やリフォーム済み空き家の購入に対する補助です(上限40万円)。

要件がありますので、詳しくは、市ホームページへ。

(空家対策課　☎328-2514)

空き家の解体費の一部を補助します

■倒壊の危険性が高い空き家の除却補助

「建物が傾いて倒壊の危険性が高い」空き家についての除却補助です(上限60万円)。

■「昭和56年5月31日以前に着工した空き家」「築22年以上の相続・遺贈を受けた空き家」の除却補助

「古い空き家や相続・遺贈を受けた空き家」についての除却補助です(上限40万円)。

【共通】詳しくは、市ホームページへ。

(空家対策課　☎328-2514)

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域から推薦され、厚生労働大臣の委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。本市では、1,300人を超える方が福祉や子育てなどの支援を行っています。

■住民の見守り・相談役

・高齢者や障がいのある人等への声掛けや、見守り活動を行う。

・子育てや介護など日常生活の悩みや心配事に関する相談に応じる。

■住民への福祉サービス情報提供

住民へ福祉制度の内容などをお知らせし、住民が必要なサービスを受けられるよう、行政機関や関係団体などへの橋渡しをする。

■地域行事等への協力

地域・行政の事業への協力や地域で開催されるカフェやサロンへの協力等を行う。

民生委員・児童委員・主任児童委員には守秘義務があります。プライバシーは守られますので、安心して相談ください。

※民生委員・児童委員活動に興味のある方は、お問い合わせください。

(健康福祉政策課　☎328-2340)

パブリックコメント結果公表

住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書(素案)

担当課　戸籍住民課(☎328-2031)

閲覧期間　5月1日(木)～30日(金)

閲覧場所　戸籍住民課、区役所、市ホームページなど

くらしの中の人権 137

こどもに関する人権問題

こどもを取り巻く環境を見ると、虐待やいじめ、インターネットによるトラブルなど、こどもの健全な成長や安全が脅かされる深刻な問題が生じています。

このような中、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月に『こども基本法』が施行されました。

『こども基本法』には、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」、「年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること」など6つの基本理念が定められており、この理念に基づいてこども施策を推進することとされています。

私たちは、こどもの権利について十分に理解し、こどもの意見にも常に耳を傾けながら、こどもたちが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことが重要です。

～お知らせ～　「人権擁護委員の日」くまもと人権フェスタ開催

日時　6月1日(日)午前10時～午後2時　　場所　下通りアーケード

(人権政策課　☎328-2333)

令和7年は国勢調査の年！統計調査員を募集しています

多くの方のご登録をお待ちしています。

業務内容
・調査員説明会への出席
・調査票の配布と記入の依頼、回収
・調査票の点検、提出

登録要件
・責任をもって調査事務を遂行できる20歳以上の方
・税務・警察・選挙などに直接関係のない方
・調査の際に知り得た秘密の保持を順守できる方
・暴力団員その他の反社会的勢力と密接な関係を有しない方

活動期間・報酬
・従事期間は1調査当たりおおむね2～3か月程度
・調査活動後、統計調査の種類や活動に係る日数に応じて報酬が支払われます
・1調査当たりおおむね3～9万円程度(調査によって金額が異なる)

登録方法　運転免許証や健康保険証などを持参の上、市役所別館自転車駐車場7階統計情報室または区役所総務企画課へ

【市ホームページ】　【統計局ホームページ】

(データ戦略課統計班　☎328-2380)